

答 申 書

事件名：山形市総務部職員課の「平成 25 年度（平成 25 年 3 月退職）の課長職以上の再就職先のわかる文書、平成 24 年度（平成 24 年 3 月退職）の課長職以上の再就職先のわかる文書」の非公開決定処分に関する件

第 1 審査会の結論

山形市長（以下「実施機関」という。）が、「平成 25 年度（平成 25 年 3 月退職）の課長職以上の再就職先のわかる文書、平成 24 年度（平成 24 年 3 月退職）の課長職以上の再就職先のわかる文書」（以下、「本件対象文書」という。）を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 諮問に至る経緯

- 1 異議申立人は、平成 25 年 6 月 17 日、山形市情報公開条例（平成 9 年市条例第 39 号。以下、「情報公開条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対して本件対象文書の行政文書公開請求を行った。
- 2 実施機関は、平成 25 年 6 月 20 日、上記請求に対して非公開決定（以下、「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 25 年 8 月 20 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成 25 年 9 月 30 日、情報公開条例第 18 条第 1 項の規定により、山形市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）に諮問をした。

第 3 異議申立ての趣旨

本件処分の取り消しを求める。

第4 異議申立ての概要

- 1 平成21年度及び平成22年度に退職した管理職以上の再就職が記載された文書（再就職状況一覧）の公開を受けた。
- 2 実施機関が、平成23年度及び平成24年度に退職した管理職以上の再就職先を把握していないことは不適切であり、また再就職先のわかる文書を作成していないことは考えられない。
- 3 市役所を退職した人から、「再就職先を決定しているのは総務部長であり、退職者本人が市と関係のある団体に直接交渉したりすることは出来ない。」と聞いた。
- 4 総務部長が再就職先を決定しているのであれば、職務で行っていることであり、その結果を記載した文書があるのは当然であり、文書を作成していないとは考えられない。
- 5 平成21年度、平成22年度の退職者には、山形市嘱託職員へ再就職している人も多数いる。平成23年度、平成24年度の退職者にもいるはずで、その人たちの再就職先のわかる文書がないということはある得ない。
- 6 市役所を退職した人から「市民オンブズマンが退職者の再就職先の情報公開請求を行ったので、職員課が初めて公文書として作成した。」と聞いた。市民オンブズマンが請求をやめると再就職先のわかる文書を作成しなくなるのは不適切である。
- 7 文書目録に記載された、①人事記録カード、②退職者（定年）のホルダー内の文書名を聞くために職員課に出向いたが、職員課長から指示を受けた職員が、文書名を教えなかったことは、隠蔽に当たると考えている。

第5 実施機関の説明要旨

- 1 請求のあった「平成24年度（平成24年3月退職）及び平成25年度（平成25年3月退職）の課長職以上の再就職先のわかる文書」については、いずれの年度においても、職員課として退職者の再就職先について確認等を行っていないことから、再就職先に関する確定した情報を把握していない。このことから、当該情報に係る文書等を作成していないため、当該公開請求に対し非公開決定処分を行った。
- 2 公務員退職者に係る再就職状況の把握等に関する状況としては、国家公務員においては、「公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）」及び平成

19年の国家公務員法等の一部改正により、職員（特定独立行政法人の役員を含む。）の再就職に関する規制等が導入され、再就職先等の把握・公表が義務付けられている。一方、地方公務員においては、同様の規制等は課されていないが、山形県をはじめとした他の地方自治体において、独自に要綱等を定め、退職管理（再就職先の状況把握、再就職先の公表等）を制度化する動きがあることから、山形市においても、今年9月に「山形市職員の再就職に関する取扱要綱」を制定し、今後の退職者に係る再就職先等の把握等を行うこととしたところであり、この要綱に基づき、平成26年度から課長職以上の退職者の再就職等の状況について公表を行うこととしている。

3 異議申立人は、以前、平成21年度及び平成22年度退職者の再就職状況に係る行政文書の公開を請求し、公開決定処分を受けていることから、このたびの件について、平成24年度・25年度の課長職以上の退職者（実際には平成23・24年度の課長職以上の退職者）の再就職先を把握していないのは不適切であり、文書を作成していないとは考えられない旨主張している。しかし、地方公務員の退職者に係る再就職状況の把握はそもそも法令等による義務付けがなされているものではなく、自治体の判断に委ねられているところであり、山形市としては、前述の要綱に基づき、今後の退職者に係る再就職先等の把握及び公表を行うことを制度化したところである。よって、平成21・22年度の退職者に係る再就職状況については、その当時の職員課の職員が業務上必要と判断し、退職者の再就職状況を確認のうえ公文書として作成していたが、その後、業務上特に必要な情報ではないとの判断から、平成23・24年度の退職者については、再就職状況の把握及び文書の作成を行っていないのが実情である。

4 市民オンブズマンから情報公開請求を受けた平成17年度・平成18年度の管理職以上退職者の再就職状況一覧については、その作成時期については確認できない。

第6 審査会の判断の理由

1 本件公文書の存否について

異議申立人は、市民オンブズマンの請求により、管理職以上の退職者の再就職状況一覧が作成され、公開されたことや、本人が、平成21年度及び平成22年度に退職した管理職以上の再就職先が記載された文書を、行政文書公開請求によ

り公開を受けたことなどにより、平成23年度及び平成24年度に退職した管理職について、市が再就職先を把握していないとは考えられず、本件公文書が作成されていないと言うことはありえないと主張している。

これに対し実施機関は、平成17年度から平成22年度までは、管理職以上の退職者の再就職状況一覧を作成したが、平成23年度及び平成24年度の管理職以上の再就職先状況一覧については、退職者の再就職先について確認等を行っていないことから再就職先に関する確定した情報を把握していないこと、地方公務員の退職者に係る再就職状況の把握は、法令等に義務付けがなされていないことから、本件対象文書を作成せず、不存在であると主張している。

当審査会において、実施機関から聞き取りを行った結果、実施機関が不存在とした公文書については、作成している事実は認められず、規定上作成義務が課せられている文書には当たらないと判断した。

したがって、本件請求文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明に不自然な点はなく、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないので、本件請求文書について、実施機関が不存在を理由として非公開とした決定は妥当である。

また、異議申立人は、その他の事項についても種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

2 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

異議申立にかかる審査会の結論は以上のとおりであるが、公開制度のありかたにつき若干の付言をする。

本件対象文書につき実施機関が「不存在」を理由として非公開とした決定が妥当であることは前記のとおりであるが、請求にかかる文書については作成された年度と作成されなかった年度があることなどから、本件対象文書が不存在とされたことについて、異議申立人が疑念を持つことも理解できないわけではない。

そこで、今後の情報公開制度のありかたとして、仮に請求にかかる文書が不存在であった場合であっても、非公開の理由を単に「不存在」と記載するだけでは

なく、事案によっては、非公開決定の文中に対象文書が存在しないことの周辺事情を記載するなどして請求者に対する説明責任を果たすことも検討されたい。